

令和5年度 一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

当適正化センターでは、一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化実施機関として責務を果たすために東北運輸局並びに関係団体との連携を図り、貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に以下の事業を遂行する。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立て、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする事業者に対しては、きめ細かな指導を実施する。
令和5年度については、管轄区域内に存する巡回対象営業所(国が監査を実施した又は実施する予定の営業所及び令和5年2月1日現在で貸切バス事業者安全性評価制度による3ツ星の評価認定を受けている事業者で、令和3年度及び令和4年度のいずれも巡回指導において「否」の判定がない営業所を除く。)の100%にあたる299営業所を実施することとする。(巡回等指導実施計画数は下表)
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行う。
3. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立を図る。
4. 一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行う。
5. 旅客から寄せられる苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行う。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修を行う。

巡回指導実施計画表

月	巡回実施可能日数	実施営業所数	県毎の実施営業所数	備考
4月	20日	21カ所	宮城9、山形4、福島8	
5月	20日	26カ所	青森8、岩手6、秋田3、山形3、福島6	
6月	22日	35カ所	青森12、岩手9、秋田4、宮城1、山形2、福島7	
7月	20日	38カ所	青森8、岩手8、秋田7、宮城4、山形4、福島7	
8月	19日	27カ所	青森4、岩手2、秋田4、宮城8、山形5、福島4	
9月	20日	27カ所	青森8、岩手7、山形4、福島8	
10月	21日	31カ所	青森8、岩手7、秋田3、宮城2、山形3、福島8	
11月	20日	28カ所	青森5、岩手9、宮城4、山形2、福島8	
12月	20日	24カ所	岩手4、宮城14、福島6	
1月	19日	19カ所	岩手4、宮城11、福島4	
2月	19日	15カ所	宮城7、福島8	
3月	20日	8カ所	宮城5、山形1、福島2	
計	240日	299カ所	青森53、岩手56、秋田21、宮城65、山形28、福島76	

参 考

※管内事業者の営業所総数(令和5年2月1日現在)・・・484営業所

※管内事業者の車両総数(令和5年2月1日現在)・・・4,640両

※お盆期間及び年末年始の期間を含む、8月・12月・1月は巡回可能日数を少なく設定しています

※令和5年度は巡回指導員5名(5月より6名)、委託指導員1名の6名(7名)で4月から3月までの1年間巡回指導を実施します

※特定の営業所に対する法令遵守状況の確認のための再度の巡回指導営業所数は含みません